

特定健康診査等実施計画

東京貨物運送健康保険組合

平成25年4月

< 目 次 >

第1章 計画策定の概要 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ～ 2

1. 第2期特定健康診査等の導入の背景及び趣旨
2. 計画の目的
3. 特定健康診査、特定保健指導の基本的な考え・計画の位置付け

第2章 東京貨物運送健康保険組合の現状 ・ ・ ・ ・ ・ 2

1. 加入事業所、加入者の構成について
2. 健康診断、特定健康診査状況について

第3章 特定健康診査等の実施目標値 ・ ・ ・ ・ ・ 3

1. 特定健康診査、特定健康指導の実施状況
2. 特定健康診査の実施に係る目標
3. 特定保健指導の実施に係る目標

第4章 特定健康診査等の実施方法 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ～ 6

1. 実施場所
2. 実施項目
3. 実施の時期
4. 委託の有無
5. 受診、利用方法
6. 周知、案内方法
7. 健康データの受領方法
8. 特定健康指導対象者の選出の方法
9. 個人情報保護
10. 特定健康診査等の実施計画の公表、周知
11. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し
12. その他

第1章 計画策定の概要

1. 第2期特定健康診査等の導入の背景及び趣旨

急速な少子高齢化や社会環境、生活スタイルの変化などにより疾患構造も変化し生活習慣病の割合は増加し続けている。

糖尿病、高血圧、脂質異常症等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が非常に大きく関与していることが明らかとなった。

メタボリックシンドロームの疾患概要と診断基準によると、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高血圧症重症化は予防することが可能である。

メタボリックシンドロームの概要を導入することにより、内臓脂肪を蓄積している者に対して運動や食事等の改善を促すことで生活習慣病の予防、改善を行うことができるという考えに基づき、医療費の抑制を図るための生活習慣病対策を行う。

2. 計画の目的

組合員における糖尿病、高血圧症、脂質異常等の生活習慣病有病者と、予備群の減少及び健康の保持増進を図ることを目的としたものである。

3. 特定健康診査、特定保健指導の基本的な考え

●特定健康診査（特定健診とは）

40歳～70歳の加入者に対して毎年度、実施する特定健康診査は、内臓脂肪症候群に着目しその要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を必要とする者を抽出する健診である。内臓脂肪型肥満該当者、予備群を早期に発見することで、より早い段階から有効な生活習慣の改善を行うことができる。

・特定健診の内容（40歳～74歳の被保険者、被扶養者）

質問票、身体測定、身体診察、血圧、血液化学検査、肝機能検査、糖質検査、尿検査等

●特定保健指導とは

・特定健康診査の結果により生活習慣改善の必要がある方に対し毎年度、特定健康診査等実施計画に基づき実施する。動機付け支援、積極的支援を「特定保健指導」という。

・動機付け支援

特定健康診査受診後、医師保健師又は、管理栄養士との面接のもとに、生活習慣病の改善に向け計画を策定する。

・積極的支援

その後6か月にわたり、生活習慣改善の継続に向けた電話、手紙等の支援を行っていく。

●計画の位置付け

高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実地計画を定めることとされ、平成25年度よりの5年間は第二期目となる。本計画は当健康保険組合の特定健康診査及び特定健康指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項として「第二期特定健康診査等実施計画」について定めるものである。

第2章 東京貨物運送健康保険組合の現状

1. 加入事業所・加入者の構成について

当健康保険組合（以下「当組合」という）は、運送業を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。

平成25年3月末の当事業所数は1,362事業所で、1都9県に所在するがこの内約80%が東京都に所在している。ただし、支店や営業所は全国に点在しており、東京近郊（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に在住している被保険者及び被扶養者は約60%、それ以外の在住者は、約40%程度と想定される。

加入事業所は中小・零細事業者が多く、被保険者20人未満の事業所が全体の6割強を占めている。

1事業所あたりの平均被保険者数は40人である。

当組合に加入している被保険者は平均年齢44.95歳で男性が全体の87.5%を占めている。

2. 健康診断、特定健康診査の状況について

・健康診断について

東京都と近隣の県に在勤、在住の者は、当組合が契約している医療機関（1都12県159機関）および東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）が契約する医療機関（全国44都道府県及び317機関）において施設健診又は巡回方式により行っている。また一般社団法人東京都トラック協会が実施している健診車による巡回健診や事業所が契約している医療機関で受診している。

第3章 特定健康診査等の実施と目標値

1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。

二つの目標を達成するために、平成25年度以降の目標を以下のように定める。

●特定健康診査の対象者数・目標実施率

被保険者

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌基準
被保険者数	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	—
40歳以上対象者(人)	35,900	35,900	35,900	35,900	35,900	—
目標実施率(%)	85.0	86.0	87.0	88.0	90.0	—
目標健診実施者数(人)	30,500	30,800	31,000	31,500	32,000	—

●特定健康診査の対象者数・目標実施率

被保険者+被扶養者

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌基準
被保険者+被扶養者	103,400	103,400	103,400	103,400	103,400	—
40歳以上対象者(人)	48,700	48,700	48,700	48,700	48,700	—
目標実施率(%)	75.0	79.0	81.0	83.0	85.0	85.0
目標健診実施者数(人)	36,500	38,400	39,400	40,400	41,300	—

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を30.0%とする。

二つの目標を達成するために、平成25年度以降の目標を以下のように定める。

●目標実施率(被保険者+被扶養者)

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌基準
40歳以上対象者 (推計値)	36,500	38,400	39,400	40,400	41,300	—
特定保健指導 対象者(推計値)	2,770	2,830	2,920	3,000	3,120	—
実施率(%)	21.0	23.0	25.0	27.0	30.0	30.0
実施者数	580	650	730	810	940	—

第4章 特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

特定健康診査は被保険者については事業主が行う定期健康診断又は、被保険者、被扶養者ともに契約健診機関や巡回健診により行う。

(契約健診機関)

被扶養者については、特定医療機関や東振協に委託する。

2. 実施項目

区分	健康診査項目
基本的な健康検査の項目	ア 質問項目（服薬歴、生活習慣等） イ 身体測定（身長、体重、BMI、腹囲） ウ 理学的検査（身体診察） エ 血圧測定、血液生化学検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） オ 肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GTP） カ 血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c） キ 尿検査（尿糖、尿蛋白）
詳細な健康診査の項目 （一定の標準の下、医師が必要と認めた場合に実施）	ア 貧血検査（赤血球数、血色素量（ヘモグロビン、ヘマトクリット）） イ 心電図検査（12誘導） ウ 眼底検査（動脈硬化を調べる検査）

3. 実施期間

実施時期は通年とする。

4. 委託の有無

・ 特定健康診査

特定健診は、当健康保険組合の契約健診機関、（社）東京都総合組合保健施設振興協会、健康保険組合連合会の健診機関に委託する。

・ 特定健康指導

（社）東京都総合組合保健施設振興協会または民間業者に委託する。

5. 受診方法

特定健診は、被保険者の健診は事業主が行う定期健康診断を代用する。

任意継続被保険者及び被扶養者の健診については当健保組合より受診券を自宅に送付し東京都総合組合保健施設振興協会が契約する医療機関で予約を取り受診する。

任意継続被保険者及び被扶養者の特定健診費用は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

被保険者・被扶養者の人間ドック受診については受診者が直接契約医療機関 又は健康保険組合連合会で契約している医療機関で予約を取り「利用申込書」を当健保組合に提出後、受診する。特定保健指導対象者に対しては、外部委託先機関より通知を送付する。

特定健康診査の結果に基づき、保健指導の専門機関を通じて対象者に特定保健指導の案内を送付する。被保険者については原則、勤務先、被扶養者及び任意継続被保険者については指定会場または自宅にて初回面談を実施し、積極的支援対象者については初回面談以降6ヶ月間、電話や手紙等での継続支援を実施する。

特定保健指導の利用者負担は0円とし、費用は全額が当組合の負担とする。

6. 周知、案内方法

事業主、任意継続被保険者に通知するとともに、当保険組合機関紙、ホームページに掲載して行う。

7. 健診データの受領方法

特定健康診査のデータは医療機関、または東振協及び代行機関を通じ電子データを受領して当組合で保管する。なお保管年数は当組合が実施した分も含め5年とする。

8. 特定健康指導対象者の選出の方法

特定健康指導の対象者については、指導結果の面から見て40歳代の若年層から優先して選出する。

9. 個人情報の保護

当健保組合は、東京貨物運送健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。組合及び委託された健診、健康指導機関は業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。組合のデータ管理者は、専務理事とする。またデータの利用者は当健保組合総務部健康管理課職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

10. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

事業主、任意継続被保険者に通知するとともに、当健保組合機関紙、ホームページに掲載して行う。

11. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

計画については、必要な都度、実施状況等評価し、毎年健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。

12. その他

特定保健指導に係る人材育成・確保

当組合に所属する総務部健康管理課の職員等については、特定健診・特定保健指導等の研修に随時参加させる。